

第3回天塩川流域委員会テープ起こし

(発言者未確認の作業過程のもの)

日時：平成16年10月4日(月) 12:30～15:20

場所：土別プリンスホテル

第3回 天塩川流域委員会

1. 開 会

馬場次長

ただいまより第3回天塩川流域委員会を開催いたします。

私は、事務局を務めさせていただきます、旭川開発建設部次長の馬場でございます。

議事に入りますまでの司会進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

前回の第2回流域委員会から本日まで、1年余を経過いたしております。この間、事務局といたしましては、天塩川流域の整備の優先課題や整備メニューなどの検討に、鋭意努力してまいりました。

本日は、それらの内容について、先生方にご議論いただきたいと思いますが、今後はよりスムーズに委員会が開催できますように、事務局としても調整の努力をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、委員の変更についてご報告いたします。

第2回委員会まで委員を務めてこられました増田委員ですが、組織改正に伴い、委員を退任されました。なお、北るもい漁業協同組合理事である菅井好文さんが新たに委員になられましたので、皆様にご紹介いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきますと思います。

まず、「天塩川流域委員会 第3回委員会資料」というものが1冊

でございます。

それから、「資料 - 2 天塩川水系河川整備計画について」というものがお手元にあると思います。

資料の中で、乱丁、不足等がありましたら、事務局まで申しつけてください。

天塩川流域委員会の設置要領の規定により、委員の2分の1以上、すなわち9名以上の出席で委員会が成立することになっております。

本日、13名のご出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、会場の皆様、傍聴席の皆様をお願い申し上げます。議事の妨げにならないよう。静粛にさせていただくとともに、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

それでは、以後の議事の運営につきましては、委員長をお願いいたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

2. 議 題

清水委員長

委員長の清水です。

いろいろ事情がございましたようで、1年ほどあいてしまいましたけれども、今後は積極的に委員会の方を進めていきたいと思いま

すので、皆様ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

では、資料 - 1 の議題に沿いまして進めさせていただきます。

1) 第 2 回天塩川流域委員会 議事要旨 (案)

清水委員長

まず最初に、前回、第 2 回天塩川流域委員会の議事要旨の方を、事務局の方で説明をお願いいたします。

山田課長

それでは、第 2 回議事要旨につきまして、事務局、留萌開建治水課長の山田でございますけれども、私の方からご説明申し上げます。

資料は、手元の天塩川流域委員会、第 3 回委員会資料というものの、6 枚ほどページをめくっていただきましたところがございます。

第 2 回天塩川流域委員会につきましては、平成 15 年 8 月 21 日に開催したところがございますけれども、この議事要旨 (案) につきましては、第 2 回の流域委員会終了後に、各委員の皆様にご確認をいただいておりますけれども、改めて修正点とかございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、議事要旨 (案) の 1 - 2 ページの方をご覧いただきたいと思ひますけれども、1 - 2 の黒丸の下から 2 つ目、住民意見聴取においてというところをご覧いただきたいと思ひます。こちらの方で、事務局は、会議終了後、一般傍聴者からの当該委員会が取り扱った議事に対する意見を聴取すること。具体の聴取方法 (案) と聴取した意見の委員会への報告方法 (案) を、次回委員会において

提案することということで記載されてございます。これは、既存の受付窓口において、随時、郵送、ファクス、電子メール等でご意見を受け付けております。

また、いただいたご意見につきましては、全て年齢、住所等を添えて、天塩川流域委員会において報告して公表いたします。

ご意見受付窓口につきましては、委員会を傍聴されている方のご案内及び旭川・留萌開発建設部のホームページ上での掲載によりまして、住民の皆様の方にお知らせしたいということで対応してございます。

以上で、第2回の天塩川流域委員会の議事要旨（案）についてご説明いたしました。

以上でございます。

清水委員長

ありがとうございました。

ただいま前回の議事要旨の説明がありましたが、この議事要旨は、一応皆様にご確認いただいているというものでございますので、この議事要旨では問題ないと思いますので、これで決定ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

2) 天塩川水系河川整備計画について

清水委員長

それでは、引き続きまして、議題の2、天塩川水系河川整備計画に入りたいと思います。

まず、天塩川水系河川整備計画策定の流れについて、事務局から説明をお願いいたします。

伊藤課長

事務局を務めさせていただいております、旭川開発建設部治水課長をやっております伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、天塩川水系河川整備計画の策定の流れにつきまして、説明させていただきます。

お手元のA4縦の資料でございますが、この中の色紙のついた後の資料ということで、資料-1というのがございます。こちらの資料を用いまして、説明させていただきます。

前のスクリーンにも映し出しておりますので、こちらの方も同じものでございますので、こちらを指しながら説明の方をさせていただきたいと思っております。

まず、河川法でございますけれども、河川法は平成9年に改正されておまして、そのときの新たな河川法に基づく計画の流れでございます。

まず最初に、河川整備基本方針は長期的な視点に立ち、基本高水、計画高水流量、河川の整備について、基本となるべき方針について定めます。天塩川の場合、平成15年2月4日に、国土交通大臣によって定められております。

一方、河川整備計画でございますが、既に定められております河川整備基本方針に沿いまして、今後行います河川の工事、それから

河川の維持の内容について定めることとなります。

策定につきましては、学識経験者、公聴会の開催、主要公共団体の長の意見を踏まえまして、策定されることになっております。

これは、河川整備基本方針に定められている事項につきましてはの河川法政令に規定されております、その抜粋でございます。

河川整備基本方針におきましては、当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する方針について定めることになっております。また、河川の整備の基本となるべき事項についても定めることになっております。

天塩川の河川整備基本方針の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

これは、河川整備計画について、記載されております条文の抜粋でございます。

河川法におきましては、当該河川の整備に関する計画を定めなければならないとなっております。これを河川整備計画と言っております。

また、第2項におきまして、河川整備計画は、河川整備基本方針に即して定めなければならないとなっております。

第3項におきましては、必要があると認める場合におきましては、河川に関し、学識経験を有する者の意見を聞くとなっております。

第4項におきましては、河川管理者は、必要があると認めるときは、公聴会の開催など、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとなっております。

第5項におきましては、関係都道府県知事、または関係市町村の長の意見を聞くこととなっております。

天塩川水系の河川整備計画の策定の流れについて説明いたします。

表の真ん中から左側の列が、こちらの部分でございますが、これは河川管理者が行う事項をあらわしておりまして、河川整備基本方針から、河川整備計画の策定公表までに当たります。15年度以降の部分が、いわゆる河川整備計画に係る部分でございます。

河川整備計画の策定に当たりましては、13年度までに開催されてきました、天塩川流域懇談会でいただいております意見のほか、ホームページ等によりまして、広く意見を募ったり、公聴会等によりまして、関係住民の意見を反映していくことになっております。

こういった意見を反映した河川整備計画の素案を河川管理者がつくりまして、流域委員会において議論をいただきながら、原案の方を策定してまいります。

この策定しました原案につきましては、河川管理者の方で公聴会を開催いたしまして、その意見につきましても、流域委員会の方に報告させていただきまして、それに対する助言をいただくようなことで考えております。

その後でございますが、北海道知事、それから関係省庁等の協議を踏まえまして、河川整備計画の策定、公表というような流れになっております。

以上でございます。

清水委員長

ありがとうございました。

今が、ちょっと時間が空きましたので、復習というか、この委員会の法律的な位置づけというのを、復習の意味で説明をお願いいた

しました。要するにこの委員会は、2 - 3ページの河川整備計画の3番、河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、河川に関し、学識経験者を有する者の意見を聞かなければならないというところが、今ここでやっている委員会の位置づけということになります。

ということで、早速、引き続きまして、事務局の方から、天塩川水系河川整備計画について説明をお願いいたします。

伊藤課長

お手元の資料 - 2でございますが、こちらに基づきまして、説明させていただきたいと思います。

2枚ほどめくっていただきまして、シート3の方から説明させていただきます。

最初に、天塩川流域の概要でございます。

天塩川は、北海道の北部に位置しまして、天塩岳に源を発し、南から北に流れております。途中、剣淵川、名寄川等の支川を合流いたしまして、山間の平野を下り、音威子府の狭窄部を流れまして、天塩町におきまして、日本海に注いでおります。

上流には、昭和46年に完成しました岩尾内ダムがあります。また名寄川の支川、サンル川では、多目的ダムとして、平成5年度からサンルダムの建設事業を行っております。

幹川流路延長につきましては、256キロと日本で4番目に長く、流域面積は5,590km²と、日本で10番目の大きさの一級河川です。この流域には、名寄市等の都市が位置します。ほか、3市10町1村で構成され、流域人口約10万人の住民が暮らしております。

す。

平成 11 年度におきます流域の土地利用でございます。森林湿地などで約 83%、田畑、牧場等の農地が約 16%、宅地などの市街地が約 1%というようなことになっております。市街地や田畑等の資産が川沿いに集中しておりまして、一たび破堤等が起こりますと、大規模な洪水被害を受けやすいようなことになっております。

また、流域の人口でございますが、流域人口の約 55%が名寄市と士別市に集中しておるといような状況になっております。

また、天塩川に沿いまして、道北につながる国道 40 号、JR が並走しておるような状況でございます。

天塩川流域の最大の都市であります名寄市でございますが、道北地方の拠点的功能も有しております。これは名寄市立総合病院の例でございますが、同病院は、道北医療を支える 3 次医療機関になっておりまして、道北ブロック内から、救急患者が年間 1,200 件以上も搬送されております。また、その他の医療の面におきまして、名寄市民はもとより、他の市町村の多くの住民の方が入院、通院されております。

天塩川では、大正 8 年に初めて治水計画が立案されまして、特に昭和 9 年以降、本格的な治水事業が実施されております。ショートカット工事が、昭和 54 年までに 25 箇所行われてきました。これによりまして、現在の市街地、現在の農地等が形成されまして、現在の天塩川の礎を築いております。

天塩川流域の耕地面積でございますが、昭和 24 年に比べますと、耕地面積が約 1.8 倍になるなど、非常に第 1 次産業が盛んな地域でございます。

天塩川流域では、かぼちゃ、アスパラガスなどが全道の約2割を生産しております。また、大豆におきまして、約15%、全道に対するシェアを生産しております。このように、畑作を中心とした・・・農作物が多く天塩川流域から産出されております。

天塩川下流域では、増殖のためのサケ捕獲、シジミ漁などの内水面漁業が行われており、地域の重要な産業になっております。

天塩川の河川環境と利用ですが、中流から上流にかけて、河道内に連続した河畔林が存在しており、これらが生物生息の場になるなど、良好な自然環境を呈しております。

また、テッシは、天塩川の名前の由来になるなど、天塩川のすぐれた景観を成すとともに、カヌーイストを魅了するような露岩地形になっていたり、生物の採餌場としても、非常に重要な役割を果たしております。

また、河口から約156kmの区間におきましては、河川横断工作物がないというようなことで、カヌーの利用が非常に盛んで、全国から多くのカヌーイストが訪れております。また、ショートカット工事で生じた旧川につきましても、親水空間として利用されております。

天塩川の下流域には、泥炭地等の軟弱地盤が広く分布しております。堤防の安定化を図るため、通常の堤防ののり勾配よりも緩く、底幅が広い丘陵堤の整備を進めてきております。

天塩川流域では、古くからたびたび洪水を経験してきております。特に近年大きな洪水について紹介させていただきます。

昭和48年8月の洪水では、名寄では総雨量240mmなど、中上流域を中心に大きな雨があり、中上流域を中心に氾濫しました。

氾濫面積は128km²、浸水家屋1,225戸の洪水被害が発生しております。

昭和50年8月の洪水では、和寒で総雨量203mmなど、中上流域を中心に大雨があり、主に上流域、下流域で氾濫しました。浸水面積は116km²、浸水戸数は2,642戸の洪水被害が出ております。

50年9月の洪水では、円山におきまして総雨量109mmなど、全流域におきまして長い雨がありました。主に下流域を中心に氾濫がありました。浸水面積43km²、浸水戸数117戸などの洪水被害が発生しております。

56年8月の洪水では、全流域を覆うような豪雨が長い時間ありました。全域にわたりまして氾濫が生じまして、浸水面積156km²、浸水家屋546戸の洪水被害が出ております。

これは、平成13年9月の主な洪水の状況でございます。台風15号の影響によりまして、断続的な強い雨がありました。これに伴いまして、天塩川の水位が、美深水位観測所等におきまして、危険水位を超えました。このため、名寄市の内渚地区、音威子府の箴島地区等、多くの箇所でも内水氾濫が発生しております。内渚におきましては、救急内水排水機場が整備されておりましたので、この赤い部分でございますけれども、この部分が内水の被害を免れておるような状況でございます。

次に、天塩川水系の河川整備基本方針について説明いたします。

この内容につきましては、平成15年2月4日に、国土交通大臣によって定められております。

まず最初に、基本高水流量と計画高水流量について説明させてい

たきます。

基本高水は、治水計画の基準となりますグラフのことです。基本高水は、ダム、洪水などの人工的な施設で洪水調節が行われていない状態で、河川の流量が時間的に変化する様子をあらわしたグラフのことです。このグラフのことをハイドログラフと言っております。基本高水流量は、このグラフにあらわされた最大値のことを基本高水流量と言います。

計画高水流量について説明いたします。

計画高水流量は、基本高水が発生したときに、ダムや遊水地などの洪水調節施設によって調節された後に、河道を流れる計画高水の最大値でございます。この値は、河道を計画する場合に、基本となる流量になります。

基本方針で対象といたします河川は、天塩川水系の指定区間外区間及び2条7号区間でございます。

2条7号区間は、国が管轄する川の背水の影響を受ける支川で、直轄と一体となって施行していく必要があるため、その整備を知事から委任されている指定区間のことであります。この区間につきましても、河川整備の対象になっております。

次に、計画高水流量の算出方法につきまして、誉平を例に説明いたします。

まず最初に、計画規模を定めます。計画規模につきましては、流域の社会的、経済的重要性、想定される被害、過去の災害の履歴などを考慮いたしまして、全国の他河川とのバランスを総合的に考慮して設定いたします。

天塩川につきましては、100分の1、100年に1回の確率規

模の雨を想定しております。

全国の他の河川との比較をしますと、東京を流れております利根川、荒川、大阪を流れております淀川におきましては、200分の1の計画規模になっております。

日本で最も長い信濃川、それから3番目に長い石狩川、それから5番目に長い北上川等におきましては、150分の1の計画規模になっております。

天塩川は4番目に長い川でありますけれども、沙流川、網走川などと同じ、100分の1の計画規模になっております。

次に、計画規模に対応する計画降雨を、観測されました降雨から設定いたします。

天塩川におきましては、これまで降った主要な雨の分析をしまして、3日にわたって降っていることが確認されたことなどから、3日雨量を採用しております。誉平地点におきまして、100分の1の確率に相当する雨を求めますと、3日雨量で224mmとなりまして、計画降雨量としております。

雨の降り方は、時間的、空間的に様々であります。過去の洪水をもたらしました降雨で設定いたします。天塩川の場合、昭和48年8月、昭和50年8月、昭和50年9月、昭和56年8月の4降雨でございます。

次に、実績降雨群を計画雨量に引伸ばしを行いまして、ハイドログラフをつくります。ハイドログラフは、同じ降雨がありまして、ピーク流量は降雨のパターンごとに様々でございます。各ハイドログラフの中から、誉平地点におきまして、計画ピーク流量が最大となる昭和48年8月パターンを採用いたしまして、誉平の基本高水

流量を 6 , 4 0 0 m³/ s にしております。

高水に対する処理の基本方針でございますが、沿川地域を洪水から防御するため、岩尾内ダムなどの洪水調節施設により調節を行うとともに、河道掘削を行い、計画規模の洪水の安全な流下を図ることになっております。あわせまして、必要に応じ、内水対策等を実施するということになっております。

整備に当たりましては、本支川及び上下流間のバランスを考慮して、水系としての一貫した河川整備を行うことになっております。

高水処理の基本基準点につきましては、人口資産等が上流域に集中しておりますこと、それから流路延長が非常に長いということなどから、天塩川の上流、下流に基準点を 2 箇所、誉平と名寄大橋に配置しております。また、主要河川であります名寄川におきましても、1 箇所、真勲別地点において基準点を設置しております。

各基準点ごとにおきます基本高水のピーク流量等についての表でございます。誉平につきましては、基本高水のピーク流量 6 , 4 0 0 m³/ s に対しまして、洪水調節施設で 7 0 0 m³/ s カットし、残りの 5 , 7 0 0 m³/ s を河道で流す計画になっております。

同様に、名寄大橋におきましても、3 , 3 0 0 m³/ s のピーク流量に対しまして、5 0 0 m³/ s を洪水調節し、残りの 2 , 8 0 0 m³/ s を河道で流す計画になっております。

名寄川におきましては、真勲別で基本高水のピーク流量 1 , 8 0 0 m³/ s に対しまして、洪水調節施設で 4 0 0 m³/ s カットしまして、残りの 1 , 4 0 0 m³/ s を河道で流すような計画になっております。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量でございますが、

美深橋地点におきまして、 $20\text{ m}^3/\text{s}$ 確保するということで定められております。

河川環境の整備と保全でございますが、天塩川らしい河川環境の保全等を図ることになっております。

河川の維持管理といたしましては、河川が有する多面的な機能を十分に発揮できるよう、関係機関と連携を図りながら行っていくことになっております。

次に、天塩川水系の河川整備計画の目標について説明させていただきます。

河川整備計画が対象とします区間は、大臣管理区間及び2条7号区間が対象でございます。対象期間につきましては、概ね30年とします。

治水について説明いたします。

表は、天塩川の誉平地点におきます、これまでの洪水の概要をまとめたものでございます。

昭和28年から平成13年度までに、このような大きな洪水が発生しております。この中でも、最も大きな洪水が、昭和56年8月に発生しております。

河川整備計画の目標流量は、再度災害の防止を図るため、昭和56年8月降雨により発生しました、戦後最大規模に相当する流量 $4,400\text{ m}^3/\text{s}$ を考えました。河川整備基本方針で既に定められております基本高水流量と、これから審議していただきます河川整備計画における目標流量の関係について、誉平地点を例に説明いたします。

基本高水流量と計画高水流量は、誉平を例にとりますと、この下

のグラフの左のようになります。

河川整備計画の目標流量は $4,400 \text{ m}^3/\text{s}$ を考えておりますので、この $4,400 \text{ m}^3/\text{s}$ は、河川整備基本方針の $6,400 \text{ m}^3/\text{s}$ に対応するものでございます。

河川整備計画の整備目標流量につきましては、誉平地点におきまして $4,400 \text{ m}^3/\text{s}$ 、名寄大橋におきまして $2,000 \text{ m}^3/\text{s}$ 、真勲別地点において $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ になります。

グラフは、青色のグラフでございますが、これは現在の天塩川の流下能力をあらわしております。この量は、洪水時に1秒間に流すことのできる水量をあらわしております。

また、オレンジ色の線でございますが、河川整備計画におきます目標流量をあらわしております。

天塩川におきましては、名寄川の合流点より下流におきましては、ほぼ全川の整備目標流量を安全に流す断面が確保されていないような状況になっております。

同様に、名寄川のグラフでございます。名寄川もほぼ全川の整備目標流量を安全に流す断面が確保されていない状況でございます。

整備目標流量を岩尾内ダムだけの洪水調節施設で処理することを検討しました。岩尾内ダムの洪水調節量は、誉平、それから名寄大橋ともに $200 \text{ m}^3/\text{s}$ になります。縦断的にあらわしておりますのが、この右下のグラフでございます。ちょうど岩尾内ダムの効果は、この下の赤い線が岩尾内ダムでございます。この赤い線と、天塩川の流下能力のこの青い線を比較いたしますと、名寄川合流点後の天塩川におきまして、ほぼ全川の流下能力が不足していることが分かります。このため大規模な掘削が必要となり、事業費が大きく必

要になります。

また、河川整備計画の河道分担流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ につきましては、整備方針の計画高水流量の $1,400 \text{ m}^3/\text{s}$ を上回っているような状況でございます。このようなことから、整備目標流量を処理するためには、名寄川に何らかの洪水調節施設が必要ということになります。

整備目標流量を処理するための治水対策として、3案を検討いたしました。

ケース1は、岩尾内ダムとサンルダムで誉平に対して $500 \text{ m}^3/\text{s}$ を洪水調節し、残りを河道で分担する案でございます。

ケース2は、岩尾内ダムと名寄川、天塩川沿川の遊水地で誉平基準に対して $500 \text{ m}^3/\text{s}$ を洪水調節し、残りを河道で分担する案でございます。

ケース3でございますが、岩尾内ダムと名寄川沿川の遊水地で誉平地点に対して $500 \text{ m}^3/\text{s}$ を洪水調節し、残りを河道で分担する案でございます。

各治水対策案を比較した表でございます。

河川整備計画は、基本方針への整備途中でありますことから、基本方針に対応していくための課題を整理いたしました。

まずケース1でございますが、サンルダムは、基本方針に対応した規模で設置するため、中小洪水から計画規模の洪水に対しましても調節効果を発揮することができます。

ケース2、ケース3でございますが、遊水地は整備目標流量に対応した規模で設置するため、整備目標流量以外の洪水に対しては十分な調節効果が発揮できません。また、 100 分の 1 の規模の洪水

に対応していくためには、遊水地の拡幅などの改築工事が更に必要になるほか、ケース2では、名寄川におきまして更なる遊水地の建設が必要となります。

次に、自然環境への影響でございます。

ケース1は、河道掘削が少なく、河川環境に与える影響が最小限に押さえることができますが、遡上性魚類への影響がありますから、それに対する配慮が必要であります。また、新たに湖面が出現いたします。

ケース2でございますが、名寄川での河道掘削が多くなり、サケの産卵床を保全することができません。このほか、遊水地の候補となっております智恵文沼に生息いたしますヒブナへの配慮が必要となります。

ケース3でございますが、ケース1に次ぎまして河道掘削量が少なく、比較的河川環境への影響を少なく押さえることが可能になります。

その他のところでございますが、ケース1につきましては、移転家屋が40戸必要となります。このうちサンルダムに係る13戸につきましては、すべて移転済みでございます。また、必要な用地でございますが、346haでございます。このうちサンルダム建設に係る251haにつきましては、既に見取済みであることから、比較的短期間で効果の発現が可能となります。更に、建設に伴いまして、正常流量を確保するといった治水以外の効果もあります。

ケース2、ケース3とも、多くの移転家屋、用地補償がこれから必要となりますから、施設完成までに多くの時間を要し、効果の発現が遅くなります。

遊水地となります農地には、使用の制限が生じます。農業が主産業になっております地域に与える経済的、社会的影響は大きいと考えられます。

このほか、ケース2、3ともですが、正常流量を確保することが不可能でございます。

治水対策案の事業費比較でございます。

遊水地は河川に沿って縦断的に配置します。その効果によって確保する河道断面も変化します。このため、ケース3におきましては、ケース1よりも掘削土量は約40万 m^3 ほど多くなっております。

事業費比較では、ケース1がケース2より約120億安く、他のケースに比べても最も経済面において優れております。

各治水対策案の比較でございます。

全体事業費におきましては、サンルダム案が最も少なく、経済的に有利であります。効果の発現は、サンルダム案が最も早いということでございます。

サンルダムを整備した場合、目標流量を超える洪水が発生しても、基本高水流量までは洪水調節は可能でありますので、下流域への氾濫の被害は少なくすることができます。

利水面及び低水管理面におきまして、他に有効な代替案がないことから、サンルダム案が優れております。

遊水地の場合でございますが、当該市町の経営耕地面積の約4から11%の制約を受けるといような状況になります。

河川整備計画に係る目標流量は、天塩川の誉平地点におきまして4,400 m^3/s に対しまして、洪水調節施設で500 m^3/s カットしまして、残りの3,900 m^3/s を河道で流します。また、名

寄大橋におきましては、 $2,000\text{ m}^3/\text{s}$ に対しまして・・・ m^3/s を洪水調節施設によりカットしまして、残りの $1,800\text{ m}^3/\text{s}$ を河道で流します。同様に、名寄川の真勲別でございますが、 $1,500\text{ m}^3/\text{s}$ に対しまして $300\text{ m}^3/\text{s}$ を洪水調節しまして、残りの $1,200\text{ m}^3/\text{s}$ を河道で流します。

天塩川の河道分担流量をあらわしております。この赤い線が河道分担流量をあらわしております。

同様に、名寄川の河道の分担流量をあらわしております。

整備計画での目標達成するための具体的な事例でございます。

洪水調節施設による災害の軽減といたしまして、岩尾内ダムのほか、サンルダムを建設し、下流部の洪水流量の低減を図ります。

堤防の整備によりまして、外水氾濫の軽減を図ります。

河道掘削と樹木伐採によります河川改修を実施しまして、河道内の河積を確保し、洪水の安全な流下を図ります。河川改修に当たりましては、テッシの保全、河畔林の連続性の確保などができるような河道断面で掘削を行います。

天塩川では、安定した河道とするために、複断面の河道を設定します。

河道の横断形は洪水ごとに変動します。流水の浸食作用から高水敷や堤防を保護するため、堤防の保護に必要な高水敷が浸食されたり、または恐れがあるような場合におきましては、このような護岸を設置いたします。

内水対策としまして、内水被害の著しく発生しているようなところにおきまして、釜場の整備など、関係機関と連携を図りながら内水対策を実施してまいります。

次に、利水について説明いたします。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量を正常流量と言います。正常流量は維持流量と利水流量の双方を満足する流量でありまして、低水管理上の目標とされる最低限必要な流量のことです。

維持流量につきましては、動植物の保護、漁業などの8項目につきまして総合的に考慮いたしまして、維持すべき流量のことです。

利水流量は、かんがい用水を始めとします水利使用のために必要な流量のことです。

天塩川の水利用は、農業用水、工業用水など、幅広く使われておりますほか、水力発電にも利用されております。その使用量につきましては、発電を除けば農業用水が大半でございます。特に、名寄市、士別市でその利用が集中しております。

このグラフは、天塩川の昭和59年8月20日の濁水の状況をあらわしております。このグラフは、観測された流量に各取水地点での取水量、それから支川からの流入量を補完いたしまして作成したものでございます。これを見ますと、178キロあたりで流量が少なくなっているのが分かります。

写真は、昨年の7月14日に撮影された濁水の状況の写真でございます。美深橋や九十九橋につきましては、流況はかなり悪化しております。九十九橋におきましては、年によってはいたるところで瀬が切れるような状況になることがあります。また、下士別の頭首工の下流では水の流れはなくなっております。

同様に、名寄川の昭和59年8月20日の濁水時の流況をあらわ

しております。

写真は、昨年の7月の渇水状況を写したものでございます。真勲別頭首工下流では、流況がかなり悪化しているのが分かります。また、名寄川の頭首工下流におきましては、瀬切れが発生しております。

天塩川河川整備基本方針で、美深橋地点におきまして正常流量概ね20 m³/sと設定されております。

天塩川本川と支川の名寄川の流況について、説明いたします。

最初に、右側に書かれております流況図について説明させていただきます。

グラフは、ある年の流量観測地点で・・・観測所で観測された365日の流量を多い順にプロットしました。そのプロットした点をつないだ線が、このグラフになります。多いほうから数えまして95番目を豊水流量、それから185番目を平水流量、275番目を低水流量、355番目を渇水流量と呼んでおります。

こちらの方の左側の表は、天塩川的美深橋地点と名寄川の真勲別地点の流況をあらわしております。この下から2つ目の10分の1の渇水流量は、10年に1回の頻度で発生する渇水の流量をあらわしております。

グラフは、天塩川的美深橋地点におけます渇水年でありまして、昭和59年の流況をあらわしております。春は融雪によりまして、年間通じまして最も流況がよい時期でございます。夏と冬には、流況が逆に悪化します。

次のグラフも同様に、名寄川の真勲別地点における流況表でございます。春は流況がよい時期であります。夏や冬におきましては、

流況が悪化いたします。

表は、美深橋地点におきます維持流量の検討を整理した総括表でございます。必要項目につきまして検討を行いまして、 $19.7 \text{ m}^3/\text{s}$ と設定しております。

同様に、名寄川の真勲別地点におきましても維持流量の検討を行いまして、 $4.8 \text{ m}^3/\text{s}$ と設定しております。

維持流量の検討の中の動植物の保護、漁業の検討におきましては、サケ・サクラマス・ウグイなどを代表魚種に対象にいたしまして、複数の瀬におきましてそれぞれの魚類の生息に必要な水深、流速を満足するような流量を算出して検討しました。

観光・景観からの検討におきましては、人目の触れる機会が多い地点を選定いたしまして、見かけの河川幅に対しまして、見かけの水面幅が占める割合が約2割以上あれば豊かであるというような心理実験結果がありましたので、その結果を引用しまして、必要な水面幅に必要な流量を算出しました。

流水の清潔な保持に必要な流量の検討では、平成22年における生活排水などからの流域の負荷量を算出しまして、現状の浄化残率を考慮して流出負荷量を算出しました。その流出負荷量に対して環境基準を満足するような流量を算出しております。

次に、正常流量の設定について説明いたします。

かんがい期になりますと、農業用水などの取水が行われますため、取水量等を考慮して1年間を6分割に分割しております。各期別におきまして、利水の利用状況、それから支川からの流入量を考慮いたしまして、維持流量が確保できる量を算出しております。

美深橋の場合、下流での取水量がないか、あるいはあっても非常

に微量なため、正常流量と維持流量はほぼ同じで、1年間を通じて概ね約20 m³/sと設定しております。

真勲別地点においても同様の期別検討を行いまして、非かんがい期におきましては、概ね5.5 m³/s、かんがい期におきましては概ね6.0 m³/sと、正常流量を設定しております。

まとめますと、このような表になります。

このようなための施策でございますが、美深橋地点におきまして概ね20 m³/s、真勲別におきましてかんがい期で概ね6.0 m³/sとして流況の改善あるいは保全に努めます。また、渇水時の被害を軽減するための体制も整備してまいります。

設定された目標の達成のため、サンルダムによりまして天塩川及び名寄川の正常流量の確保に努めます。

また、岩尾内ダムの弾力的管理によりまして、天塩川上流の流況の改善にも努めてまいります。

渇水時の被害の軽減のために、情報の提供、情報伝達の体制などの整備によりまして関係機関や水利使用者との連携も図ってまいります。

次に、環境について説明いたします。

表は、河川水辺の国勢調査などによりまして確認されております動物の種の数でございます。

天塩川における主な特定種等でございますが、植物では着目種としてイソツツジなどがあります。また魚種におきましては、特定種としてサクラマスなどが確認されております。

天塩川の源流部は、天塩岳の道立自然公園に指定されております。また、サロベツ原野は利尻礼文サロベツ国立公園に指定されてあり

ます。

サロベツ原野は、砂丘林、湖沼などの多様な環境を有しておりまして、多くの希少な生物が生息しております。

79ページから83ページにおきましては、河川環境の調査結果を平面的に整理したものでございます。説明については、時間の関係から割愛させていただきます。

84ページからでございます。

天塩川の上流、それから名寄川におきまして11箇所の頭首工・堰が存在しております。このうち5箇所におきまして魚道が設置されておられないような状況になってございます。

天塩川らしい河川環境としまして、テッシ、旧川、連続した河畔林等があり、多様な生物の生息、生育の環境となっておりますので、これらに配慮する必要があります。

水質の現状でございます。

環境基準点におきましては、BOD75%値は経年的に見ましてもほぼ横ばいで、それぞれの環境基準値を概ね満たしておるような状況でございます。

一部の旧川では、流入河川等の影響によりまして、水質汚濁が見られます。また、天塩川や名寄川の一部の区間におきましては、取水等により流量が著しく減少することも起きております。

天塩川の河川利用は、河川公園、運動場など、高水敷の施設的使用が盛んであります。このほか、カヌーポートなどが整備されたり、旧川も水郷公園としても利用されております。また、全国的なカヌーのイベントといたしまして、ダウン・ザ・テッシ - オ - ペツなどが開催されるなど、カヌー利用が盛んで、全国から多くのカヌーイ

ストが訪れております。

天塩川の河川環境の整備といたしまして、4つ行います。1つでございますが、天塩川らしい河川環境の保全に努めます。2つ目でございますが、良好な水質の保全に努めます。3つ目、魚類の移動経路の確保に努めます。4つ目、人と河川とのふれあいの場の確保に努めてまいります。

河川改修に伴いまして、融雪出水程度の洪水によりまして上昇します高さ程度で中水敷の掘削を行います。

また、低水路内の掘削幅につきましては、河川景観を大きく変えないような幅で低水路の掘削を行うことによりまして、テッシや河畔林の保全等を行ってまいります。

また、中水敷や高水敷につきましては、草本類の播種または牧草地として管理することによりまして、河道内の樹林化を防止しまして、掘削後の流下断面、流下能力を維持してまいります。

河畔林は、洪水時には流下能力の阻害となったり、また流木となって被害を及ぼす可能性があります。

一方、河畔林は生物の移動経路としても機能を有しておりますので、保全に当たりましては治水面との整合を図りつつ、縦断的な連続性並びに周辺樹林地との連続性にも配慮してまいります。

次に、サンルダム建設事業におけます環境影響への対策について説明いたします。

サンルダム建設事業に係る環境影響評価の手続きにつきましては、平成7年7月に完了しております。サンルダム建設に当たりましては、環境影響評価の結果、それから北海道知事からの意見、更には最新の知見、最新の情報に基づく評価の追加をしまして、環境保全

の措置を講じることにしております。

イソツツジにつきましては、評価書を受けましてダム周辺の移植候補地を選定し、移植試験、モニタリングを実施しております。

サクラマスなどの遡上性魚類の生育環境の保全につきましては、生息状況を把握するためのサケ科魚類確認調査などの数々の調査を実施してきております。

また、サンルダム建設に伴う遡上性魚類の保全対策として魚道の設置に向けて検討を行っております。検討に当たっての調査、それから検討につきましては、有識者の助言を得ながら実施しておるような状況でございます。

また、サンルダム建設事業による環境影響を把握するため、4つの観測所におきまして、気温、湿度などの気象観測を実施しております。

良好な水質の保全を図るため、関係機関や地域住民と連携しながら、水利用の合理化や流入負荷の低減等に努めてまいります。

また、水面利用の要望が地域から上がっている旧川については、地域と協力して水質改善にも努めてまいります。

魚類の移動経路につきましては、現在移動が阻害されている区間につきましては、施設管理者と連携をしながら、魚道の設置などに取り組んでまいります。

樋門等の整備に当たりましては、支川等との魚類の移動経路の確保にも努めてまいります。

人と河川とのふれあいの場につきましては、天塩川の豊かな自然環境を、人と河川とのふれあいの場や環境学習の場として活用できるよう、自然を生かした親水空間の整備に努めてまいります。

また、案内看板などの整備につきましても、既存施設の改善などにつきましても関係機関と連携しながら取り組むとともに、高齢者など、だれもが安心して親しめるような川づくりを推進してまいります。また、関連する計画との整合を図りながら、関係機関、地域住民と一体となって取り組んでまいります。

次に、維持管理について説明いたします。

天塩川は、河川延長が非常に長いため、多くの河川管理施設、洪水等による災害発生の防止、または低減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全整備を行うために、地域住民や関係機関と連携をした適切な維持管理を行う必要があります。そういった適切な維持管理を実施します。

このため、日々変化します河道の状況や河川管理施設の状況を把握するため、河川巡視、水文調査、横断測量、河川水辺の国勢調査などを実施しまして、その結果に基づいて必要となるような維持管理につきましても必要に応じて実施してまいります。

河川の持つ機能を最大限発揮できるように、NPOとの共同によりまして河川や施設の巡視点検を行ってまいります。

天塩川におきましては、今年度からNPOによるカヌーを使った防災パトロールや清掃活動等を実施しております。

天塩川には多くの河川管理施設がありますので、その機能が常時発揮できるよう点検保守を行ないます。

NPO等との協働によりまして天塩川クリーンアップ大作戦の実施など、市民、自治体、関係行政機関が一体となったような河川管理も実施してまいります。

一般的に言われております、河道内の樹木が有している機能につ

きまして説明いたします。

治水上の機能でございますが、樹木が生えておる場所によっても当然違いがありますが、堤防沿いに生えております樹木は、堤防沿いの流勢を緩和することができます。それによりまして、堤防等を保護したりするような機能がございます。

また、中小の洪水に対しましては、河岸の法面を保護するといった治水機能を有している樹木もございます。

環境上の機能といたしましては、連続した河道内の樹木部分は動物の生息場所や動物の移動経路になるなど、生態系の環境上の機能も有しております。

河道内の樹木は、洪水時には流下能力の阻害となるばかりか、流木となって河川管理施設に被害を及ぼす恐れがございます。このような場合においては、河道内の樹木は適正に管理してまいります。

河道内の樹木も、年月が経つにつれまして繁茂してまいります。河積が小さくなりますと、洪水時の水位が上昇するなど、治水上の障害にもなってまいります。このため、治水への影響を考慮し、伐採を行います。その伐採した跡地につきましては、草本類の播種または牧草地としての管理を行うことによって、樹木を生えないように適切に管理を行ってまいります。

危機管理体制の整備につきましては、被害を最小限に押さえるために、平常時から防災意識の向上を図ってまいります。また、洪水による浸水想定区域図を、それから避難場所等を記載いたしました洪水ハザードマップについても、天塩川につきましてはこの左下の表でございますが、10市町村のうち9市町村において既に公表されております。この数値につきましては、全国と比べまして也非常

に高い数字になっております。

今後でございますが、ハザードマップを活用したような避難訓練等を関係機関と連携して実施してまいりたいと考えております。

治水事業は、巨額の費用を必要することから、早期の完成は困難でございます。洪水による被害の軽減をしまして、最小化するためには、写真のような水防活動を行います。水防は、古くから伝統的な自治組織により運営され、発展してきた歴史的経緯があることなどから、一義的な水防責任は市町村が有しております。自治体は、水防団を設置することのほか、常設の消防機関を水防に関し、その統轄化に置くことができるようになっております。

このような水防活動は、水防団及び消防機関に依存しなければなりません。この右側の表とグラフにございますが、上の表は、流域人口に占める水防団の割合でございます。天塩川の場合は、全国に比べて1.8倍となっておりますけれども、下のグラフの水防重要箇所の延長に対するシェアに対しましては、水防団のシェアが低いような状態になっております。このようなため。円滑な水防が行えるよう、光ファイバーを活用した情報伝達の迅速化等を図ってまいります。

関係機関と連携を図りながら、洪水予報及び水防警報等の情報の提供等によりまして、洪水被害の軽減のための危機管理体制の整備を行ってまいります。

情報板等によりまして、河川情報や画像、イベント情報などの各種情報を地域住民にも提供いたします。

洪水被害の軽減を図るため、洪水時における円滑な、かつ効率的な河川管理施設の保全活動、それから緊急復旧活動を行うための拠

点の整備も行ってまいります。

水質事故への対応といたしまして、住民や関係機関との連携のもと、水質事故の発生の防止に努めるとともに、情報伝達体制の拡充や訓練等によりまして、事故発生時の被害軽減に努めてまいります。

以上で、河川整備計画について、事務局から説明させていただきました。

清水委員長

どうもありがとうございました。事務局より説明がございましたけれども、これにつきまして討議を進めてまいります。

これらにつきまして、質問、ご意見等ございますか。

酒向委員

いっぱいあるのですけれども、どういう形で進めていったらいいでしょうか。各川というかページというか、概要とかタイトルごとにやるとか、進め方を決めていただきたいと思います。

清水委員長

これも話し合っていこうと思うのですけれども、一つ一つ意見を、質問になるのかもしれませんが、出していただいて、今日のところは、質問をとにかく出していただくだけ出していただいて、それをまとめて、事務的なことで回答できる範囲であれば、それは資料をまた別に検討していただいて、資料とともに次回以降回答していただくとか、あるいは各専門の先生が、ご自分の専門の分野で特に強く意見があれば、それも言っていただいて、とにかくいっぱい

い出していただいた方がいいのではないかなというふうに思いますけれどもいかがですか。

酒向委員

その件で、今日は時間的に何時ごろまでですか。

清水委員長

今日は3時までなのですけれども。

酒向委員

それで全部出るのですか。

清水委員長

いや、今日で全部終わるということは、別に。

酒向委員

次回に続いてもいいということですね。

清水委員長

よろしいのではないですかね。次回は、ちょっと後で言おうと思ったのですけれども、意見の聴取会というような感じのものを考えているのですけれども、今日は一応事務局の方の案を伺いましたので、この次は、ずっと前回からの経緯で、一般の方の意見も聞くということになっていきますので、その意見も一応聞いて、さらに、それも両方聞いた上で、また意見があるのであれば意見を言っていた

だいてという形で進めていけばいいのではないかなというふうに思っていますけれども。

出羽委員

僕も基本的に同じことを聞いたかったですけれども、前回2回目が去年の8月ですから、1年と2ヵ月ぐらいたっています。僕なんか大分忘れてしましまして、思い出したりするのに一苦労したのですけれども、もちろん質問をいっぱい出しながらいくのだと思いますけれども、今の段階で考えましても、少し前にこれを受け取りましたけれども、この前の1年間の空白も含めて、そんな簡単にいっぱいどーっと出てこないと思うのです。進め方は、やはりどういふふうに進めるかは、十分に検討をしてほしいのです。

それで、全体にわたって、どこからでも質問というやり方もあるでしょうけれども、多岐にわたりますので、全体をそのままやっていくのか。今言われましたけれども、項目ごとにやっていくのか、その辺も十分に検討した上で進め方を考えないと、あっちへ行ったりこっちへ行ったりして、よく分からなくなるというところがあると思うのです。そのことが一つです。

もう一つ、前に1年半か2年間ぐらい懇談会を行いました。その提言がまとめられて、もう一つの質問は、その提言、ここにいろんな項目がありますけれども、僕自身の視点から見ると、天塩川、岩尾内ダムまでは横断工作物が現在はないと。サケマスが非常によく上るし、いつも森林性の動物が、他の河川に比べても非常に豊富にいるというような、天塩川らしい自然環境、それをどう保全し、復元しながら、治水や利水や、そういう面とどういふふう調整を図

っていくかと。僕はそんなふうにとらえているのですけれども。

提言の中でも、例えば治水でも、総合的な治水、遊水機能も含めた、そういう提言もそれぞれあります。そういった2年間ほどにわたった懇談会の提言が、この中にどういうふうに生かされているのか。そのポイントをもう少し、今いっぱい説明を受けましたけれども、その辺のポイントをもう少し説明いただいた方が、今後の進めていく上でいいのではないかと思うのですけれども、その辺をお聞きしたいというのが2つ目です。

清水委員長

まず、全部どこからでも質問、意見をばらばら出すか、それとも個々に絞って、少し治水、利水、環境とかというふうに分けてやるかということなのですから、どちらがよろしいでしょうか。

岡村委員

ばらばらやると議論というのが集中できなくなるので、当然、治水、利水、環境というふうに分けてやるのがいいと思います。

清水委員長

他の皆さんも、もし反対がなければ、分けてやることにいたします。

それから、提言の懇談会を、この委員会の前にやった懇談会で提言があって、その提言が今回の河川整備計画の案にどういうふうに生かされているか、どういうふうに考慮されているかというようなことを説明願いたいということですか。今すぐ説明できるのであれ

ばしていただきますし、次回、資料をつくっていただいてというようなことになるかと思いますが、それは次回以降ということでもよろしいでしょうか。今、恐らく資料は何もないと思いますので。

それでは、分けていきたいというふうに思います。まず、資料 - 2の方に沿って、どの辺からいきますか。

岡村委員

今、分けてと言ったのですけれども、そのときに、目次がついていないので、全体がどういう構造になっているのかよく分からないのです。もし目次があれば、至急見せていただきたいなと思います。

清水委員長

目次つきのがありますかということなのですからけれども。

では、全体の流れをもう一回、では軽く。

伊藤課長

全体としましては、まず1ページから16ページまでが、いわゆる流域の概要が示してあります。

7ページから32ページが、河川整備基本方針で、既に決定された事項をそれぞれまとめております。33ページ以降が、天塩川水系の河川整備計画の目標の資料になっております。それで、それぞれ4つの柱になっております。まず、1つ目の柱の治水につきましては、35ページから、治水について書いてございます。それが54ページまで続きます。それから、利水については、55ページから74ページまで続きます。3つ目の柱の環境については、75ペ

ージから97ページまで続きます。それから、最後の柱であります維持管理については、98ページから最終ページまでになっております。このような構成になっております。

清水委員長

流域の概要、それから河川整備基本方針、それから整備計画というふうに大きく3つに分かれていて、3つ目の方が、治水、利水、環境、維持管理と、4つに分かれているということです。

最初の流域の概要については、もし意見があるのであれば、いや、こういうのは違うのではないかという意見があるのであれば、出していきたいと思います。それから、3つ目の整備計画の方は、具体的に意見を出していただければというふうに思います。

全体像は大体理解していただけましたか。では、まず流域の概要はいかがですか。

酒向委員

忘れるほど1年も置いておかれたものですから、その理由を知りたいんです。その間にいろいろ世の中の情勢も変わっていますよね。予算も1年ついていきますし、その辺ちょっと説明を受けたいと思いますので、お願いします。

清水委員長

それは私が説明するのですか。

酒向委員

説明できるところが分かっていらっしやれば。

清水委員長

私が伺ったのは、要するに、基本方針ができてから、今度こういう整備計画を非常に細かく詰めるのに1年間時間がかかったというふうに伺っております。数字とか、細かいいろいろ、そういうふうにご伺っておりますが。

酒向委員

その割に何か見たことあるような数字、前半ずっとありますよね。

清水委員長

ただ、本当にここで出す数字が、再吟味というのをやっていたというふうに伺っておりますが。もし、それでおかしいというのであれば。

酒向委員

いや、それであればそれでいいのです。

清水委員長

それを信用するしかないのではないかと私は思っていますけれども。

酒向委員

それだったら、何か一言、1年も置いておいて、じゃ次は1年後

というのが2回目の後にあるとか、時間がかかるから、それぐらいあってもいいのではないかと思うけれども、突然、黙っておいて、そして何回も招集かけておいて、そのたびにキャンセルです。そういう計画の立て方、分からないですよ。方向が僕ちょっと納得できないのですけれども、どっか説明受けたいなと。

清水委員長

招集をかけながらというのは、日程調整しかしていませんよね。招集はかけていませんよね。日程がなかなか合わなかったというのも、まずあるのではないかなというふうに思いますけれども。あと事務局の方に説明していただきますか。私が聞いているのはそういうことなのですからけれども、それ以上のことがあれば、説明していただけますか。

伊藤課長

冒頭、馬場次長の方からも説明させていただきましたけれども、まさに河川整備計画というのは、河川整備基本方針で定められた目標を段階的に整備していくというようなことで、その内容を定めることでございます。その内容につきまして、最も被害を効率的に軽減できるような目標の設定を行うために、非常に多くの時間を要したということでございます。

出羽委員

僕も同じ印象を受けていまして、それは僕の憶測ですけれども、多くの方がそういうような印象を多かれ少なかれ持っているのでは

ないかと思うのですけれども、事前に説明に来られたときも、そういうお話はちょっとしたのですけれども、やっぱりちょっと乱暴過ぎると思うのです。というのは、1年以上ありまして、僕なんか、さっき言っていたように、忘れてしまうのですよね、やっぱり。それで、今日でいきなり質問、数日前にこれが来まして、質問で始めましょうといっても、なかなかつながらないですよね。だから、その辺はやっぱり丁寧にやっていただきたい。そして、1年間、何も連絡ないのですよね。その間、どうなっているのか。今言われまして、社会情勢も変わってきますし、だから、そういう中でいきなり、はい始めて、はいいきましょうというのは、ちょっと乱暴過ぎるのではないか。だからその辺もう少し丁寧にやっていただきたい。ですから、僕が先ほど言いましたのは、1年半なり2年かけて、喧々諤々やりまして、提言つくった。それがどういうふうに反映されてきたのか。もちろん基本方針に基づいて基本計画の案がつくられて、そこに、それだけ時間をかけた提言がどういうふうに盛り込まれていくのかというのが、ひとつ一番大事なポイントだろうと思うのです。ですから、その辺を、各項目いろいろ説明がありましたけれども、その辺の工夫なり、いろんな努力なり、この1年間されてきたと思うのです。だから、そこら辺の説明があれば、僕もやっぱりある程度分かりますけれども、そういうことなしで、いきなりこうこうこうですと。これ聞いていますと、何か余り議論する必要はないのではないかと思うようなストーリー、筋道があるわけですが、本当にそれでいいのかどうか。ですから、その辺を大事にしてもらいたいというのが僕の気持ちです。

清水委員長

分かりました。

具体的にはどういうふうに進めれば。今の提言の内容をもう一回説明してほしいということですか。

出羽委員

僕自身は、提言がどんなふうにかされ、そこでどういう苦労があって、盛り込むためにですね。どういう苦労があって、どこにかされてきているのか、その要点ですよ。全部細かいことはいいと思いますけれども。

清水委員長

そういうようなことがない限り。

出羽委員

それがこの1年間でどういうふうにか検討され、反映されてきたのか。やっぱりそのところだろうというふうに僕は思います。

清水委員長

そういう説明がない限り、今ここで意見なり質問はだめだということですか。

出羽委員

だめだというのではないのですけれども、そんなことは言っていないけれども、いきなりそういうこと、僕にしてみれば、今まで

切れてきていて、いきなりここではい質問と言われても、全部こう、いろいろありますけれども、それは出せないことはないですけれども、なかなかつながっていかないのではないかと思うのです。

清水委員長

分かりました。

他の皆さん、いかがですか。

田苅子委員

おっしゃっていることについては、私も100%それを否定するわけじゃないのですけれども、できれば今まで発言した人の皆さんの考えというのは、今日は招集になりましたと。1年間の空白があったけれども、その間に私どもはどのようなことをやってきたのかということだと思うのです。

それから、全部これから今まで協議してきたことを、どこにどういうふうに反映しているかなんていうことを、またここで、何回か限られた委員会の中で、私は繰り返すということは、余りにも時間がかかり過ぎると思いますので、できれば、本当は、最初の総論的にまとめてスタートするとき、そういうことも含めて、重要なこの部分についても、いろいろご議論があった点については、こういうふうにひとつ今日の提起する中に生かされております程度の私は挨拶があったら、それで済むことじゃなかったかと、そんなふう感想として思っております。ですから、1年間ブランクありましたけれども、その以前のをもう一回頭によみがえらせて議論をするから説明をしてほしいというのは、私はいかがなものでしょうかと

ということだけ申し上げておきたいと思います。

清水委員長

他の皆様、いかがですか。

出羽委員

僕は改めて蒸し返して議論しようということを行っているのではないんです。むしろ基本計画をつくられた側で、その辺をどう苦労されて盛り込むことしたのか、その要点の説明をした方が、これからつながっていくんじゃないかということなんです。

田苅子委員

そういう意味では、ご苦労の跡も含めて、本当にこういうことについては激しい議論もしたけれども、こういうふうに文言の整理なり考え方を整理をしてこの中に生かしたつもりですと、そういうふうなことだと思うんですけれども、それについては、私はそれは否定するものじゃありません。時間をかけてこれからまた時間回してみたいなことをやって行くのは私としてはないのですけれどもね。

清水委員長

他の皆様は、いかがですか。

山口委員

今回の18号台風の被害と申しますか、そういうものが直接、今、天塩から川なりにずっと来まして、河畔林がすごく倒木していると

いうのを随所に見かけてきたわけですが、これも流域の全体の中で、どのくらいの被害があったのか、もう調査済みなのか、これから調査されるのか、そこらあたり私分かりませんが、調査したら莫大な倒木があるであろうと。しかも河畔林であっても、場所によっては、すごく水辺に近い部分も、かなり倒伏しているように見受けてきました。下流部の方は、河畔林というのは余り高いのがないものですから、私の方の下流部の方は、余りそういうものは見かけないわけですが、今後そういうものがちょっとした増水によって、大いに流出するという危険性がかなりあるかなと思うのです。そういう場合に、河口の方にそれらがみんな流れてきて、漁業者も被害を受けるわけです。いろいろなところにそうした流域の住民にも、大なり小なり影響があるかと思うのです。これらについて、早急にどのような対策がこれからとられるのか、分かっている範囲、あるいは計画している範囲で聞きたいと思いますが。

清水委員長

ちょっと具体的な内容に入ってしまったのですが、今その前に、どうやって議論を進めていこうかという話をちょっとしている。

長澤委員

確かにこれまでの懇談会の議論、それをもう一度なぞるとか、復習するだとか、そういうことは必要なのだと思うのですが、私としては、個人的には、議論を前に進めたいというふうに思います。それで、仮に同じような、それは一度議論して決着ついているじゃな

いかというふうなことがあったとしても、それはある程度許していただいて、ここに提案されているものについて、具体的に議論していった方が建設的ではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

清水委員長

今の意見は、これでもう一回どうやって議論しようかということの議論を始めてしまうと、具体的に中になかなか入れないので、それはそれとして、中身を議論していこうじゃないかという話だと思うのですが。先に進みましょうという話ですね。どうですかね、そういうことで。

出羽委員

僕もそれはもちろん中身の議論に入っていくことは賛成なのです。ただ、その際に、事務局でどういう点を配慮してこれをつくったか、その提言を踏まえて。その要点を説明してほしいということだけなのです。それがあつた方がつながっていくということなのです。だからもう一度懇談会なんかでいろいろ議論になった問題点を上げて、それを議論しようと言っていることじゃないのです。だから、この原案をつくった、案をつくった方で、どういう点に注目してつくってきたかという、提言との関連ですね。その辺のことの要点があれば、それをお話しておいてもらった方が、中身に入っていく点でもつながりやすいのではないかと思います。それだけなのです。

清水委員長

それは今すぐというわけじゃないのですね。

出羽委員

今日というわけにはいかないでしょうね。

清水委員長

それを聞かない限りは、以降の議論はというわけじゃないのですね。

出羽委員

それはそうですけれども、やるとすれば、それはやっぱり次回なり早いときにやらないと。

清水委員長

基本的には議論を進めましょうということですね。

出羽委員

だから僕も基本的にはそのために言っているので、改めてその問題点を一つ一つここで議論しようなんていうことを言っているわけじゃないのです。

清水委員長

基本的には同じということで。

橘 委員

議論をし始めると、同じような話を思い出して出てくると思うのです。それで、なるべく質問のときに、ある程度復習を兼ねたような、こういうふう考えたというようなことを、事務局でなるべく丁寧にそこをお話願うということで、もし今日の議論、話が終わってから、次回に、やっぱり事務局としても話しておきたいというのなら、ぜひお願いしたいと。

清水委員長

ではそういうことで、次回、もう一度懇談会から今までの、どういう検討があって、その懇談会の提言との関係をどうなっているかというようなことも説明していただくとして、今日のところは、中身の議論にできれば入っていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

では、よろしくお願いいたします。

では、議論というか、意見を出していただきたいのですけれども、まず最初の流域の概要、この辺はいかがですか。

酒向委員

まず、ちょっと訂正願いたいのですけれども、地図で和寒と剣淵が逆になっているので、そこを直してください。11ページです。3ページは合っております。11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、15ページまでです。地元に住んでいると、その辺、目が行くものですから。20ページもですか。

清水委員長

その辺は再度整理していただきます。

橘 委員

単に質問ということなのですからけれども、6ページの土地利用の変遷とありますね。昭和22年、昭和42年、平成12年、この時期をなぜ選ばれたのか。こういう図はここしかなかったのか、あるいは中川町と風連町、まだいろいろな場所があると思うのですけれども、この年度にここを選ばれた理由、質問だけなのですからけれども、ちょっと教えていただきたいと思います。

伊藤課長

これはたまたまこの写真しかなかったから、22年、42年、平成12年を入れております。まだ他にも写真があるのかもしれませんが、ある程度のタームがあった方がいいだろうということで、等間隔的にあらわしたということです。

橘 委員

こういう時期に調査をどこかの機関がやられたわけですか。

清水委員長

今のような質問が恐らくいっぱいあると思うので、一々答えていくと、また時間がかかってしまうので、ここで出すだけ出していただく程度にして、まとめて資料をもとに、また説明していただくことにした方がいいと思いますが。

他にありますか。

長澤委員

8ページの農作物収穫量のページなのですが、治水、利水等に絡んで、非常に重要な視点だと思うのは、水田用水だと思うのです。これが水田のデータがない。これは収量的に単位がtですから、そういう見方からするとたいしたことはない、だから持ってこないのかなと思うのですが、できればこういう資料には載せていただきたいなど。恐らく畜産、酪農、牧草収量、こういうものも大きなはずなのですが、それが無いのはなぜかなというふうに思います。できれば資料を次回にでも提示していただければと思います。

清水委員長

分かりました。

黒木委員

事務局に2つほどお願いをしておきたいと思いますが、今までの主要洪水の状況が、氾濫箇所ということで丸印で示してありますが、できたら外水氾濫なのか、内水氾濫なのかを区別をして、状況が分かるようにしていただけると、その後の議論がしやすくなるんじゃないかなという気がいたします。

それともう一つは、治水事業の進展の度合い、例えばこの川では、連続堤ができたのはいつなのかという、あるいは堤防の高さが今どうなっているのか、そういうことすら一切、少なくともこの資料の中では出てこない。以前に資料をご提示いただいたのかもかもしれません。

んが、それこそ忘れてしまっていますので、今後の議論をするときに、基礎となるそういう資料を、現況編という中で、まずつけていただけたらありがたいなと思います。

清水委員長

他にございますか。

岡村委員

最初は、確認したいのですけれども、この資料が天塩川水系河川整備計画についてという資料ですけれども、これが計画書になるわけですね、議論したものが。

清水委員長

これにいろいろ文章がついて、だと思えます。

岡村委員

ということで理解してよろしいのですね。

あと中身なのですけれども、10ページの天塩川流域の河川環境と利用というところで、最初のところなのですけれども、河川内には連続した河畔林が存在し、生物の生息・生育環境の場になる等、良好な自然環境を有していると。良好な部分はあるのですけれども、例えば河畔林にしても、ほとんどヤナギ林というように、本来の自然環境とはかなり変質しているので、問題点も当然あるわけですから、現況の問題点、これは流域の概要ですから、いい面、悪い面があって、それを河川整備計画でよくしていくということが必要と思いま

すので、いい点だけではなくて、問題点もぜひ出していただきたいということです。

清水委員長

他に何かありますか。この流域の概要のところ、もっとこういうことも述べておいた方がいいとか。

橘 委員

黒木先生がおっしゃったのと非常に近いかもしれないのですが、もう一つ概要というのを、その土地が今後どうなるかということを含めて、例えば人口の変化とか、そういうものの書きにくいところもあるかと思うのですけれども、そういう経時的な変化ですね、そういうのを簡単な図でいいと思うのですが、ぜひ入れていただきたいと思います。

清水委員長

他にございますか。

出羽委員

10ページの流域の河川環境と利用のところなのですが、今、良好だけではなくて、問題点もという話もありましたけれども、川の中のサケとかサクラマスとかの魚類、特にそういうものが遡上できる河川ということで、現在ですね。そういう意味で非常に特徴があると思うのですが、後の方で出てきましたけれども、産卵床とか遡上とか、4種類ぐらいの調査もされているみたいですから、そ

ういったものがこれまで全く出てはきていないので、そういったことも反映して、もう少し良好といえますか、特にサケマス類の産卵床の分布ですとか、遡上数ですとか、捕獲数ですとか、その辺の問題をもう少し概要として把握しておいた方がいいのではないかと。後でもっと詳しくやるのかもしれませんが、そういうところをもう少し入れた方がいいと思います。

清水委員長

流域の概要として、その辺も整理してほしいということですね。

出羽委員

はい。

清水委員長

分かりました。

他にございませんか。

それでは、他にもあるかもしれませんが、17ページの天塩川水系河川整備基本方針につきまして、こちらは決定事項なので、質問になるかと思いますが、質問があれば、こういうことを補足してほしいというようなことがあれば、上げていただけますか。17ページから32ページまでです。

出羽委員

この一つの基本高水流量ということで、計画流量と、それから算出法の説明も分かりやすくといえますか、大きく書いてあるのです

が、それでもなかなかよく分からないというか、難しいのですね。特に算出方法で引伸ばしとか、前にもちょっと懇談会の際にちょっとした説明があったのかもしれませんが、そのハイドログラフへの変換、それから、言葉としては、昭和48年8月の最大ピークをとったというようなこともありますけれども、その辺もやはり、これは決定事項ではあるのですけれども、やっぱり理解したいのですね。ですから、この辺の特に引伸ばし率から基本高水量が決定されるまでのその説明を、せっかくここまでつくっていますので、もう少し説明してほしいということと、これ4つの選択肢で計算しているのですね、4降雨。最後はたしか昭和56年が載っていましたけれども、その4つの場合のパターンも、同時に資料として出していただければと思うのですが、その方が分かりやすくなるのではないですか。

清水委員長

ここはかなり専門的な話が多分入ってくると思いますので、これだけでも何時間もかかるような説明がもしかしたらあるかもしれませんので、それでもよろしいですか。皆さん、ここで説明していただいた方が。それとも、出羽先生の方に直接行っていただいて、先生が納得いくまで説明していただいていく方がいいか。これは説明したら、河川工学とか、いろいろな基礎的な知識も必要ですし、1日や2日はかかるとは思いますけれども。それで、ここではちょっとできないのではないかと思いますけれども。納得いくまで、直接先生のところに行って説明していただいた方がいいのではないかなと思いますけれども。ここでできる範囲ぐらいで、ではもう少し詳し

く説明していただくということにしましょう。

他にございますか。

出羽委員

もう少し解りやすく

清水委員長

はい、直接。

出羽委員

4つのパターンの降雨を出していただければと思います。

清水委員長

はい、その辺も含めて。

他にございますか。

黒木委員

高水の方では、天塩川で2点、名寄川で1点、基準点といいましょうか、量を決めているわけですが、低水といいましょうか、正常流量に関しては、美深という1点だけを、しかも高水と違う点で決めていると。この辺の代表性といいましょうか、その辺のご説明を若干いただいた方がいいのかなと。次回にでもお願いしたいと思います。といたしますのも、新たに後ろの方では名寄川を加えて議論されておられますし、もっと読んでいくと、何か上流の方は弾力運用で云々なんという文言も出てきまして、美深だけでコントロールし

ておっては、うまくないようにも若干見えるものですから、この代表性も含めて、基準点が変わっている理由を、ちょっとご説明をご用意いただけたらと思います。

清水委員長

他にございますか。

長澤委員

26ページと27ページに書いてある、この災害の発生の防止又は軽減、これが基本理念になるのではないかというふうに思います。この中に、どういうふうに意味が盛り込まれているのかがちょっと読みにくいので、できればもう少し分かりやすく説明していただきたいのですが、これは懇談会のおきからこの話は出ていた。それは流域全体で治水効果を上げるための、例えば遊水機能とかの、例えば水田の貯留機能とか、そういったものの機能を万全に保全する、そういうこと、それによって治水の効果を上げるというふうなことは、これは基本的な防止又は軽減の基本理念の中に入るように思うのです。例えば膨大にある土地改良施設の健全な維持管理といったようなもの、これがこの2ページの文言を見る限りは、余り見当たらないという感じがすることが1つです。

それと、26ページにサロベツ川のことを触れてあります。ここはかなり難しいもので、いろんな調整を経た上で、これをはかっていくというふうなことはよく分かるのですが、一番最後に書いてある、水系として一貫した河川整備という中には、これはサロベツ川のこともちろん含んでいると思うのです。そうすると、例えばサ

ロベツ川だけ特別に取り上げて考えなければいけないという、そのあたりの事情がほとんど触れられていないので、これを見る限りでは、一体どういうふうに調整をとっていったらいいのかなということが、少し分かりにくいように思うのです。

清水委員長

最初の遊水機能とか保全機能、保水機能とかというのは、後で出てくる遊水地と違って、後で出てくる遊水地は、1回川に来た水をあふれさせるといふ遊水地ですけども、先生のおっしゃるのは、川に来る前に、川に入ってくる前に、水を少し流域の中でためるといふような意味の機能ですね、・・・とか遊水機能とかというのは。確かにその辺は分かりにくいと思いますので、その辺の説明をもう少し、どういうふうに見積もっているかということとか、どういうふうにするか。違うのですか。

長澤委員

少なくとも数量的に見積もり、それができればすばらしいと思うのですけれども、少なくともこの2ページ、この辺の範囲で書かれる理念の中には入れておくべきではないかなというふうに思うのです。

清水委員長

分かりました。

それから、サロベツ川を含む一貫としてということなのかどうかということを確認してもらいたいということですね。分かり

ました。

他にございますか。

橘 委員

今の長澤先生おっしゃったのと重複して、ちょっと力説して強くお聞きしたいのですけれども、例えば水質でいいますと、都道府県が決めることができる上乘せ基準というのがありますね。法律の一律基準にプラス。そういうふうに環境という面で、今のなるべく天塩川の環境を守るために、今、長澤先生おっしゃった、貯水機能を水田でどのぐらい確保するか。あるいは森林にそれをどれだけ期待するか。あるいは逆に森林の管理ですね。水質からいうと、伐採することによる濁水の流入とか、そういうことがあった場合に、32ページが一番最初に書いてありますが、流域住民等に幅広く提供と。その他に、最終的に河川を守っておられるのは、ここで言う国土交通省になりますけれども、その視点から、流域の管理をいかにするかというような、そういう模式図的なものがもしできれば、そういうものも含んで、何か半ページぐらい書いていただけたらと思います。

清水委員長

分かりました。

その辺は補足説明資料としてできるかどうかは、ちょっと検討していただくということで、善処をお願いしたいと思います。

引き続き、一応出すだけ出していただきたいので、ちょっと急がせていただきますけれども、天塩川水系河川整備計画の方に入りた

いと思います。

まず1ページだけ、34ページに、対象区間及び対象期間というのがありますけれども、これはいかがですか。

酒向委員

この図の中で、サンル川のところで、括弧が背を向けている場所と向かっている場所がありますけれども、2条7号区間から外れている部分、ダムがこの括弧のどこに入ってくるのかなというのを、ちょっと教えていただきたいと思います。

清水委員長

ダムがどこにあるかと。

他にございますか。

それでは、中身の方に入って行って、治水の方で35ページから以降、お願いします。

黒木委員

ごめんなさい。その前に、ちょっと今の34ページで、これは法定計画ですから、これからつくられる文書が、対象とする区間はこれだということはよく分かるのですが、やはり流域を議論するという観点に立ちますと、あるいは実際に役所の皆さんが日々やっておられるお仕事との関連で見ましても、知事区間と全く調整をとらずに仕事が進んでいるということでもありませんから、その辺の分かるように、もう少しご説明を加えていただけたらありがたいなと思います。

治水の方に入りまして、36ページに、本川の既往洪水の概要と
というのが書いてございます。ただ、後の方で見ますと、名寄川
そのものに、その支川ですが、そこにダムをつくと、名寄川その
ものをどうするかというの、相当議論になっております。そうし
ますと、この既往洪水の本川と同じレベルで、名寄川の資料がもし
あるのであれば出していただくと、考える基礎になるのではない
かなと思います。よろしく願いいたします。

清水委員長

今もう治水の方に入りましたけれども、34ページで、これだと
線の計画にはなっているということですかね。

それから、36ページから54ページまでの間で、質問、意見等
を出していただけますか。

岡村委員

43ページですけれども、各治水対策案の概要で、ケース1の自
然環境への影響、これは前の懇談会で大分議論して、もう少しいろ
んな点が自然環境へのダムの影響というのが出たと思うのですけれ
ども、特に土砂が全部ダムにとらえられてしまうというあたりもか
なり大きな問題だと思うのですけれども、その辺もぜひつけ加えて
ほしいなと思います。

清水委員長

意図的に削ったかどうかちょっと分からないですけれども、そう
いうもっと他にもあるのでないかと。その部分もちゃんと考慮すべ

きと。

他にございますか。

出羽委員

やはりこの43ページのところなのですけれども、例えばケース1、2、3ありまして、例えば2の場合に、サケの産卵床を保全できないという、自然環境への影響の中にありますけれども、これは恐らく河床の掘削との関係で言われているのだと思いますけれども、実際にどういうふうに産卵床が分布していて、どのぐらいの掘削量なり範囲なり、そういった関係が全くないですから、ただ文言としてはあるのですけれども、実際は分からないというのが1つあるのです。ですから、それぞれサケマス等の遡上性魚類に対する配慮が必要、ケース1の場合ですね。それとか、それぞれやっぱり中身の資料なり、そういう説明をどこかで入れていただいて、資料も出していただかないと、これだけだとちょっと理解できないというところがいっぱいあって、ちょっと議論がしづらいなと思いますので、そういう点を考えていただきたいと思います。

清水委員長

これはサケの産卵床だけではなくて、他の部分も全部ということですか。一言で書くのではなくて、もう少し具体的に。

出羽委員

これ項目で書いていますから、この中身に当たるものを用意していただかないと、実際分からないのですよね。産卵床と掘削場所が

全然食い違っていれば、別にそういうことはあり得ないわけで、そうではないから書いているのかもしれませんが、実態は分からないと思うのです。

清水委員長

そういう資料も次回以降お願いします。

他にございますか。

酒向委員

同じく43ページのケース2で、智恵文でヒブナと出ているのですけれども、例えば左側のケース2の図を見ると、智恵文沼というあたりがどこなのかなという、分からない方もいらっしゃると思いますので、今と重なるとは思いますけれども、正式な地図を重ねていただければと思います。

清水委員長

他にございますか。

黒木委員

これは当面30年、しかも37ページにお示しされたような、48年8月実績降雨に対して出てくるであろう4,400 m³/sを対象にして議論するということでもあります。それについては、いろいろ利害得失を3案でお示しいただいていますが、ではそれぞれ、さらにその後、基本方針の河道分担流量で5,700 m³/sですか、全体で6,400 m³/s、これが流れるようにするためには、さら

に追加でどんなことをどのくらい、しかもお金がどのくらいかかってという、完成計画のフルプランを追加として示していただくと、トータルとして、本当にどれがライフコストとして安くなるのかということも議論できるのではないかと思います。その辺ぜひご検討いただきたいと思います。

清水委員長

おっしゃるとおりだと思います。

他にございますか。

酒向委員

42ページで、ケース1、2、3ともども、岩尾内ダムとサンルダムの洪水調節施設、これだけ出ているのですけれども、岩尾内ダムの能力について、ちょっとこれだけでは分からないし、サンルより実際洪水施設、これじゃ少ないのかなと単純に思ってしまうので、岩尾内ダムの洪水の調節施設という部分の資料をもうちょっとください。

あと、昭和50何年の洪水のときの岩尾内ダムの調節、36ページですね。既往洪水の概要というところで、これちょっと逆算しても、岩尾内の調節量が結構大きいものですから、その辺と比較しても、単純に200 m³/sと載っているのがちょっと分からないものですから、この辺の説明資料をいただきたいなと思います。

清水委員長

おっしゃるとおりです。

他にございますか。

橘 委員

さっきからこだわっているのですけれども、6ページのショートカットの話ですけれども、それが22年、42年、平成12年の写真と比較されて、あとショートカットの状況が変わっていると。そういうことで、今ちょっと教えてほしいのですが、例えば基本方針のハイドログラフとか、後の方に出てくる流量の変化ですね。切る、切らないで、どのように変わるのかというのをちょっと簡単に教えていただきたいと思います。

清水委員長

分かりました。その辺の資料もお願いします。

これは今すぐ欲しいのですか。他のやつは、みんな次回までということにしているのですけれども。これだけ今欲しい何か理由があるのであれば。

じゃ、今済ませたいと。そうですか。そういう点では、みんなそうなのかもしれませんけれども、一応今日のところはそういうふうにしたのですけれども。

他にございますか。

長澤委員

42、43ページのところなのですからね。河道で負担するという分については、これは堤防強化も含んでいるのですよね。だというふうに思うのですが。河道の掘削プラス堤防を整備して、前

の方では、そういう流れで説明しているはずなのです。この辺になると、何か堤防の部分が抜けちゃってしまっていて、例えば44ページだと、この土工量というのは掘削量だけですよね。堤防を延々とつくることになれば、それだけ土を動かす量が出てくるわけで、それは事業量に直接はね返りますし、そこのところをプラスして説明していただく必要があるのではないかなと思ったのですが。

清水委員長

堤防を強化するとか、堤防を高くするとかというのが、どこに入っていて、どういうふうになっているかということですね。それを説明していただきたいということですね。

他にございますか。

出羽委員

ちょっとよく分からない、僕が分からないだけなのかもしれないのですが、39ページの流下能力と計画流量、赤線のあるのですけれども、現実に流下能力というのは、物すごく凸凹していますよね。過去にこういう河川計画を立てた時に、恐らくやっぱり目標流量を設定して、こういう線を引っ張るのだらうと僕は思うのですけれども、これまで何度かね。でも、現状はやっぱりぼこぼこしているわけですね、物すごく。もし、この計画流量を設定して河川を改修してきますと、本当にこんな直線的に流下能力がそういうふうにならうよくなるのかという、何か基本的な疑問なのです。いつまで経っても、やっぱりこれはこうなるのではないかというのが、それが1つです。

それから、もう1つ、42ページ、今の堤防の嵩上げがどうなっているのかというふうにありましたけれども、ケース1、2、3で、掘削というのは、どういう範囲でどの程度の、さっきちょっと絵がありましたけれどもね、掘削になるのか。それが先ほどのサケマスの産卵床なり、生物相にどういう影響を与えていくのか。その辺の説明資料があれば、ちょっと欲しいということです。それが2つ目です。

それから、3つ目が43ページのその他のところで、ケース2と3の場合、正常流量が確保できないとありますね、ケース2、3の場合は。これはなぜ維持できないのか。というのは、20 m³/sというのはありますから、それが維持できないという意味なのでしょうけれども、そこのところで、例えば20 m³/s維持できなければ、どういう影響が河川の自然なり、その他に影響があるのか、そこがちょっとはっきりしないものだから、よく分からない。というのは、もともと河川というのは、そういうのではないわけですよ。渇水、増水ありますけれども、それに対して生物もやりくりしているわけで、これがないと、恐らくそんな、影響はあるでしょうけれども、生物がやっていけないなんていうことはないのだろうと思うのですね。その辺がよく分からない。

もう1つは、それに関連して、岩尾内ダムは、たしか前に視察に行った時、ダムの下は一滴も水がないのですね、流してないから。つまり、正常維持流量が設定されてないと。そこのところは、今どうなっていて、今後どうなるのかということです。それも含めてお願いしたいと思います。これもいただきたいですけれども。

清水委員長

分かりました。最初の、このぼこぼこしている理由と、実際、直線にしてもこんなふうになんかちゃんとなるのかどうかという疑問ですけれども。

出羽委員

だから、岩尾内ダム normally 維持流量がもう少し柔軟に対応できれば、渇水時の対策だってできないのか。前に、農業用水の取水との問題でも、柔軟にというお話ありましたけれどもね。

清水委員長

ご趣旨はよく分かりました。

他にございますか。

今のだけでも、多分結構なボリュームになったと思いますので、では次に行きます。

次、利水の方で、55ページから、一部、今の正常流量の話は利水の方にも入っていますけれども、74ページまでですか。

長澤委員

後ろの方の73ページなのですが、岩尾内ダムの弾力的管理、これに特に言及していて、下の印で、ダム下流河川における水環境の改善と、こうなっていますが、これは従来から私の知る範囲では、この岩尾内ダムの弾力的管理ということが、水田水利に非常に絡んでいまして、たびたび起こる渇水調整協議会ですか、これでも取り上げられる案件だと思うのですが、この弾力的管理の中には、そう

いう農業利水についても、弾力的に取り扱うような、そういう枠組みをつくると。考えるというのでしょうか、これから検討をする余地があるというふうな内容にしていただきたいなというふうに思います。

清水委員長

なるほど。

他にございますか。

田苅子委員

私もその点で、特に合わせて、これからやはり天塩川の観光ということを考えていった場合に、上流の方はいつもカラカラになっちゃうのですよね。下流に行くと、支流から入ってきて、水は淡々と湛えているけれども、上流はそうはなっていないと。だから合わせて、そういうことになると、こういった考え方で何かいい方法、調整はできないかなということ、私は観光面からも大事なことだと、そのように申し上げておきたいと思います。

清水委員長

このところは恐らく、弾力的管理と書かれてあるので、案があるのでしょうから、それを聞かせていただいて、そこから議論したいということですね。

他にございますか。

酒向委員

今の治水の部分だけですけれども。

清水委員長

もう利水の方に一部いっているのですけれども。

酒向委員

というふうに判断しまして、50ページのサンルダムの完成予想図なのです。ちょっと戻って、この完成予想図ということで、まず。

あと73ページ、サンルダムによりという、この確定したような言い回しがあるので、この辺はちょっと考えてほしいなと思います。

清水委員長

完成予想図というのは、まだ完成するかどうか分からないのに、完成予想図と書くなと、書くのはおかしいと。

酒向委員

まず本体の方はですね。附帯設備といろいろ分けて書かれた方がいいかなと、現状に合わせて。それに伴う、73ページにも、サンルダムと一概に言っていますけれども、本体というか、附帯設備とか、いろいろあるので、こうやって書いちゃったらもう、努めると、このとおりになっちゃうので、まだこの辺の議論はまだじゃなかったなと思って、今の発言なのですけれども。

清水委員長

分かりました。他にございますか。

橘 委員

サンルダムと関連して、完成してからのことなのですが、ちょっとご説明であったのですが、魚道の話が出てきたと思うのですよね。どういう対策をとっておられるかということは非常に難しいと思うのです。

清水委員長

魚道はちょっと後の話ですかね、たしかね。

橘 委員

この辺で前に何か出たような気がしました。

清水委員長

魚道はずっと後の方です。先生、お休みになった時かもしれない。93ページ、写真がありましたよね。84ページか。11箇所の頭首工・堰が存在し、そのうちの5箇所には魚道が設置されていない。この魚道を、どういうことですか。

橘 委員

どういう魚道を考えるのかとか、もう一つは効果についてどういうふうにするのか。

清水委員長

まず、魚道を、ないところには、つけるという計画がどうかとい

うのは、ちょっとまだはっきりは書いてないとは思うのですが、その辺の説明をじゃ、どういう方針であって、もしつけるとしたら、どういう魚道をつけるのかというのを伺いたいということですかね。

橘 委員

直ぐにとは申しませんのでお願いします。

清水委員長

他にございませんか。とりあえず、74ページまでの範囲で。

出羽委員

今の質問と関連するのですが、天塩川の計画に関しては、ケーススタディー1、2、3。端的に言うと、どれを今後考えていくかというのは、この場で検討し、委員会としてその判断をしていくというふうに考えてよろしいのですか。

清水委員長

今のは事務局に対しての、この委員会の立場ですね。

出羽委員

だというふうに、僕はとらえていますけれども。それを確認しておきたいと思います。

清水委員長

ちょっといろいろやり方あると思うのですけれども、1つは、本来の趣旨で言うと、学識経験者の意見を述べるということですから、それが何かこの委員会の目的になっていますから、事務局案に対して、この案はまずいとか、いいとかという意見を、それを全員の委員会としての意見として出すか、こういう意見もあった、こういう意見もあったというふうに出すか、ですね。そういうふうにするか。それとも、若しくはこの委員会でダムをつくるか、つくらないかと決める委員会ではないのではないかなと私は思うのですけれども、いかがですかね、その辺は。

この委員会で決めることじゃなくて、案に対して意見を言うのではないかなというふうに私は思いますけれども。

出羽委員

先ほどの法律から言うと、学識経験者等、等が入るのか入らないのか分かりませんが、その意見も聴くと。それに基づいてこれがあるわけですね。ですから、最終決定は国土交通省というか、そこになるのだろうというのは分かります。ただ、それに対して、ちょっと僕はここで決めるというのは、やっぱりちょっと違うのでしょうか、単に意見を出すというだけじゃなくて、やっぱりそこを十分議論して、それも含めてですけれども、議論して、委員会の意思としての意見ということになるのですかね。それが1つにまとまるかは、違う形になるかということは、

清水委員長

1つにまとまるかどうかはちょっと分かりませんが、十分

に議論した方がいいのではないかなと思います。可能な限り。

他にございますか。

長澤委員

56ページに正常流量のことが書いてあります。それで、書いてある内容については全く問題はないと思うんですが、1つ確認したいのは、この利水流量については、これは利水上の基準になるポイント、ポイントの流量が確保されていけばいいというだけではなくて、既存の農業水利施設、あるいはその他の利用上の施設がある場合に、それを管理していく立場から言えば、恐らくその地点での水深とか、あるいは流砂に関係するような水のエネルギーとか、そういうふうなことも含めて利水環境を保全するようなことが必要ではないかなと思うんですね。ただ、恐らくこの中には、そういうことも全部含めて意味しているのだと思いますけれども、改めて確認しておきたいというふうに思います。単にその地点での流量が確保されていけばいいということの他にも、禁止すべき点があるのではないかなということなんです。

清水委員長

分かりました。更に環境の方までも含めて、時間が結構迫っちゃっているのですけれども。

どうぞ、お願いします。

岡村委員

環境の85ページですけれども、天塩川らしい河川環境。そこで

も、最初の方に質問しましたけれども、天塩川の自然環境は良好であるという前提のもとにやるのが、ただ配慮するということになっています。目標が配慮するということでは、前提がその良好だということになっているのですが、先ほど言いましたように、良好でない部分は、そういう部分については問題点があるわけですから、改良する、あるいは改善していくというものが必要かと思えます。治水面でも安全性に問題点があれば、掘削したり、そういうことをしていくわけでしょうから、環境面でも問題点があれば、それを改善して具体的な目標を設定すべきだと思います。

清水委員長

環境は、保全するだけじゃなくて、改善する方もあるのでないかということですね。

岡村委員

はい。

清水委員長

どうぞ。

出羽委員

それと、今言われたことに関連するのですけれども、以前にも話は出ていたと思います。旧川の問題ですね。旧川の遊水地機能とか、人の利用の問題とか、いろんな側面あると思うのですけれども、もう1つは、直線化してきたという歴史の中で、今、蛇行を復元する

ということですね。旧川の水質改善の問題も含めてですね。そういうことが検討されないのかどうかですね。僕はそういうことも必要だろうと思うのです。そういったこともやっぱり含めて、今後検討する必要があると思いますので、その点をぜひ入れてもらいたいということです。

それから、今、岡村先生が言われたように、配慮する、それから努めるという表現が、環境のところにくると非常に多いのですよね。これは、結局よく分からない。やっぱり具体的にどうするのか。特にこれは毎回、僕が言うとまた何かあれですけども、治水と利水、それから環境と、どういうふうにやっぱり技術的方針として結びつけるか、そこのところはやはり具体的に考えていかないと、それぞればらばらで、やっぱり治水は、これは財産、人の生命があるから、具体的に重視するけれども、その上で環境にどこまで配慮できるかと。それでしかなくなる。これまでと、やっぱり変わらないと。そういうことになるのではないかと思うのです。やっぱり、今、時代が変わってきている中で、そこをやっぱり具体的にどうするかというのは、一番問われているところじゃないかと思うのです。そういう点で、もう少し環境面は、単に努める、努力するだけじゃなくて、やっぱり具体化する必要はあると思います。

清水委員長

環境の方で具体的に書けるところは書いてほしいということと、治水、利水環境の相互関係みたいなものも整理してほしいということですね。蛇行の復元をどう考えているかということですね。

岡村委員

環境の方も、具体的に目標をきちっと設定してほしいと思うのですね。ただ配慮するとか、考慮するじゃなくて。目標を定めて、それに向かって配慮するならいいのですけれど、目標がしっかりしてなくて配慮するというのは、非常にまずいと思うのです。

清水委員長

配慮するというだけだったら、結局やらないのでないかというご心配ですかね。

肥田委員

97ページの人と河川とのふれあいの場というところで、以前の川づくりの提言の中にも、カヌーイストが非常に魅力を感じる天塩川ということで、できれば川の駅等々考えられないかということで、その提言の中に盛り込んでいただいたのですが、ここには一切、その川の駅の言葉が出てきてないのですけれども、そこがどうなったかということ。

それと、やはり道北の観光という部分では、非常に富良野沿線から見ると、なかなか観光振興というのが難しい中で、先日、酒向さんからちょっと伺ったのですけれども、天塩川の上流方面でラフティングやなんかが現実にできるのだというお話を伺いました。これって、非常に川を使った観光資源の有力な1つの素材じゃないかなというふうに思うのですが、そこら辺も、できればこういう計画の中でラフティングができるような環境整備、いわゆる水の不足の問題等々の解決もあるのですけれども、そういうところを計画の中で

きちっとうたっていたきたいなと思います。

以上です。

清水委員長

どうぞ。

橘 委員

くどいのですけれども、ショートカットも絡んで、旧川の位置づけを、ある意味では、この計画書では、水質をきれいにしたい。だけれど、旧川というのは湖沼ですからね。なかなか、そう簡単にきれいにいかんだろう。逆に本流に対しては、非常にそういう直接的な影響がないような機能もあるということで、それからまた、先ほど誰かおっしゃいましたけれども、遊水地としても使えると。だから、ここの旧川の位置づけを、機能とともに大きなものについては位置づけしておいていただきたい。

清水委員長

どうぞ。

黒木委員

88ページに環境整備の目標が4つ掲げてございます。いろいろ文言でご意見出ていますが、私、この4つ見ていまして、3がやっぱり、ちょっと何かグレードが落ちるなという気がいたします。魚については、移動経路の確保だけでいいのだろうか。これは当然でありまして、再生産を可能にするような河川環境を保全するとい

うことが、最後の目標になるのだらうと思います。そこに向けて、もう少し書き込めないかどうか。あるいは、目標として掲げたら、この30年ではやはりちょっと実現可能性がないということなのかどうか、その辺をお示しいただければと思うのです。

清水委員長

時間の方も大分迫っちゃっているのですけれども、ちょっと1年のブランクがあったので、意見が物すごく出て、これだけでも次回の議題には事欠かなくなっちゃったのですけれども、他にも恐らくいろいろあると思うのですけれども、どうしましょう。ちょっと待ってください。今日の委員会が終わった後で、各自、もう一度考えてもらって、もっと意見があれば、次の委員会を待たずに出してもらって、それをまとめて次回の委員会というふうにしましょうか。それとも、意見を言うのはこの場だけにとということで、今日出してもらいましょうか。どうしましょう。

田苅子委員

私も、すっかり取りこぼしてきちゃったもので、簡単に項目だけ申し上げますので、それは答えは後でいいと思うんですよ。けれども、やっぱりあったやつは、今日中に出した方がすっきりするのではないかと思うのですよね。そういうふうに進めてほしいと思います。

清水委員長

そうですね。どうぞ、言ってください。

田苺子委員

誠に心苦しいのですが、委員長に叱られるから、今まで言うか言わないか、黙っていたのですが、もう1回、8ページの流域内のこの概要についてちょっと見ていただきたいのです。

ここに、流域内の耕地面積と見ただけでも、耕地というのは、田畑、牧草地だと。必ず田が入ってきていますね。あの流域の概要の中で、天塩川流域の農作物の収穫の量なのですけれども、私はやっぱりこの天塩川と米づくりという、稲作は切っても切れない関係で、ずっと歴史があったと思うのですが、全くここから消えてしまうのは、主要作物の今のつくっている現況なら、このアスパラガス、南瓜、大豆でいいのですけれども、天塩川というもののかかわりできたならば、現況ならこれでいいのですけれども、概要ということになると、やっぱり米の今日的な時代がこういうふうになっているのだということ、合わせて今、これは転作というような背景ですから、やっぱり米は、つくればつくりたいという意欲はみんな沢山あるのですよね。そういうものの背景の中から、今日このような事態になっているのだという、あるいはこれはそういう意味では、現象面で私は言っているような感じになるのではないかと思うのですが、ちょっとそこら辺は触れておいてほしいと思っております。

出羽委員

環境のところ、例えば76、77ページから、天塩川における動植物の確認種とか特定種等とか出てきます。特定種、貴重種は、それはそれでいいのですけれども、やっぱりこの特定種とか貴重種

とか、それだけ取り上げてくるということは、これまでずっと一貫してあったのですけれども、今はやっぱり違うと思うのですね。やっぱり流域の生態系、自然生態系の特徴、若しくは生物多様性という視点から、生物群種なり、自然生態系というとらえ方をやっぱりベースに置く方がいいと。その中で、特定種なり貴重種というのをやっぱりきちっと取り上げると。そういう視点での取り上げ方をさせていただきたいということを基本的に思いますので、その点を配慮してほしいというふうに思います。

清水委員長

30分ぐらい延長してもよろしいですか。私の方でちょっと、次回のというか、意見聴取会をどうするかということの提案もごさいますので、この議論をもうちょっと、それに10分から15分ぐらい多分かかると思うのですけれども、その辺もあるので、できれば、よろしいですかね。

では、そういうことでご承認を、もしお急ぎの用事があれば、途中で退席していただいても構いませんけれども、では、他に維持管理の方も含めてごさいますか。

どうぞ。

酒向委員

環境でお願いしたいのは、91ページ、環境影響評価手続きを完了しているということなのですからけれども、これの中身についてちょっと知りたいなと思いますので、お願いします。

清水委員長

他にございますか。

岡村委員

懇談会の時にも出たと思うのですが、天塩川の生物の特徴として、かつてチョウザメがいたというのが非常に特徴的なので、石狩川と天塩川にしか日本ではいないわけですから、ぜひ、概要でもいいですし、環境でもいいですから、かつてそういうものがあるほど恵まれた環境であったということをどこかで書いていただきたいということです。

橋 委員

管理とも絡むのですが、サロベツ原野のサロベツ川は関係機関としては道庁になるわけですね。今後のそういう各上流域の関係機関が、いかに今後うまくやっていかれるかという、そういう一文も入れていただきたいと思います。

清水委員長

他にございますか。

じゃ、もう1回だけ後で、他にございますかと聞くことにして、また考えたら出てくるかもしれませんので、この議論は一旦打ち切って、議題の方でその他の方に入ります。

まず、これを配ってもらえますか。回してください。

流域懇談会の時からずっと懸案だった意見を聞いて、それも踏まえて委員会としての意見を出そうということで一応なっていますの

で、こういう意見聴取会というのを委員会として主催で開いてはどうかというふうに考えております。目的は、意見聴取会は、委員会が流域住民の天塩川の河川整備についての意見を把握することを目的に行う。開催時期としては、次回の委員会、すなわち第4回天塩川流域委員会で行う。場所は、土別でもいいのですけれども、もっと流域全体の真ん中辺ということで、名寄あたりではどうかということです。意見の陳述なのですけれども、何人の方が意見を述べたいと言ってくるか、ちょっと把握できないのですけれども、1人当たり10分程度とし、意見陳述者は12名とすると。また、委員の中から意見陳述者への質問等は5分とする。すなわち、15分ぐらい。1件あたり15分で、それが12件ということで、1日でやれる限界かなというふうに考えています。聴取会は公開で行う。陳述者の募集なのですけれども、まずホームページ、開発建設部のホームページ、新聞社への案内、それから、あとは建設部河川事務所、自治体役場公告、チラシなど。対象者は、天塩川流域住民として、所定の用紙を記載の上、申し込んでいただいた人。2週間程度公募して、その後で、いっぱい出てきた場合は、選定委員会というので選定しようと思います。例えば30人とか50人とか出てきた場合、少し絞らなきゃならない場合は、委員長、副委員長の他に1、2名、この中から合計3、4名の委員で検討してはどうかというように思います。ただし、いっぱい出てきた場合、選定外になった意見も全て報告したいというふうに思っておりますが、これについていかがでしょうか。

黒木委員

この中身については、概ね賛成ですが、ただ、開催の時期を第4回というふうに既に規定しておられることにつきましては、前回の議事録の中に、これは整備計画の内容について議論がある程度進んだ時期にというふうに、もう既に前回、そういう決めがあるのですが、開催時期だけは、ちょっと私は疑問を感じます。

清水委員長

もう1度か2度、今日のような形で受け答えをやった後の方がいいかなという感じですか。

他にございますか。

出羽委員

その点についても1、2回やってからでもいいのだと思いますけれども、これ今後、これ1回きりという発想ですか。この案としては、名寄でということですね。ですから、1回だけじゃなくて、人数にもよるのしょうけれども、やっぱり数回を、そんなに沢山はできないでしょうけれども、せいぜいやっても2回か3回とか、その3、4回ぐらい、4回もいかない、いや分からないですけれども、そのぐらい、やっぱり1回だけじゃない方がいいというのと、もう1つは、意見を聴取して委員の方々が聞いて、それを反映させるということが1つでしょうけれども、やはり意見陳述する方は、それがどういうふうにフィードバックするのかという、ただ聞き置かれたというだけなのかどうかという、やっぱりそういう問題もありますから、1回だけなのかどうかというところを検討して、僕は複数回やる必要があるのではないかと。

もう1つは、天塩川流域住民でという範囲になるのですが、僕はもっと広げていいのではないかと思うのです。石狩川もそうですけれども、日本で4番目の長さですね。やっぱり天塩川に対する、直接の流域住民ということ優先するということはあるでしょうけれども、天塩川に対するいろんな思い、かわりというのは、それだけにおさまらないと思うのです。ですから、もっと広げていいように思うのですが、その2点。

清水委員長

まず、1回でいいかどうか。時期についてと、1回でいいかどうかということと、対象をどうするかということですが、他の皆さん、いかがですかね。やるか、やらないかということは、大体前回まででやるということに決まったと思いますけれども。

なかなか、複数回というちょっと大変かなというふうに私思ったのですけれども。全員が、ある程度のメンバーがそろってということになると、また調整等要りますし、スケジュールの。

出羽委員

・・・意見聴取会はどれくらい・・・やるのか。

清水委員長

委員会でやるということですから。委員会のメンバーが一応そろった時にやるのです。

出羽委員

委員会は、予定でしようけれども、いつぐらいまで続くのか。

清水委員長

それは期限は切られてはいないと思いますけれども。今年中に全部結論を出せというふうには切られてはいないという、私は理解していますが。ただ、もう既に空白もありますけれども、流域懇談会から含めれば、もう何年も経っていますから。

どうぞ。

酒向委員

今まで出た黒木先生、出羽先生の意見に賛成です。

あと、今出た複数回という部分では、やはりこちらにも時間いただいてもいいのではないかなと思ひまして、複数回持たれた方がいいと思います。

清水委員長

じゃ、まずどうしましょう。募集をしてみて、意見を聞いてみて、それでももう1回、1回じゃ、とてもじゃないけれども不足だということであれば、更にというふうにいたしますか。それとも、1回に限りますとしないで、

出羽委員

一回としないで結果をみてから、またどういうふうにするか決めれば良いのではないか。

清水委員長

じゃ、そういたしましょう。

それで、対象なのですからけれども、案では、一応流域に住んでいる方の意見が優先するのではないかと思ひまして、こう書いたのですけれども、東京の方とか全部聞きますか。どうしますか。

岡村委員

流域の方を中心にして、流域外の人でも排除しない。選考委員会で選ぶわけでしょうから。その中で1人、2人、流域外の人が入ってもいいと思います。

橘 委員

ここに住んでおられた方、いろいろ思い入れのある方おられると思うのです。

清水委員長

他の方、どうですかね。

田苅子委員

私は流域の対象者でいいと思います。ただ、拒むものではありませんので、わざわざ広告宣伝をして、テレビでコマーシャルをしながら集めるような真似は必要ないと、そういうふうには押さえておけばいいのではないのでしょうか。

清水委員長

分かりました。そういうことでいいでしょうか。

出羽委員

いや分かりましたけれども、ホームページその他で募集するわけですね。その時はやはり流域住民を中心としても拒まないということ、やっぱりはっきりうたわないと、若しくは全く制限つけないと、流域住民に限りという。ということをやらないのであればいいですけれども、そう書いて、一方うたわなければ、それはやっぱり制限しちゃうことになりますから、それは基本的に受けると。ただ、意見陳述なり、取り上げる時は、流域住民を中心にとということ、そこは

清水委員長

注意書きみたいに書いておいた方がいいと思いますね。

岡村委員

ちょっと別のことなのですけれども、多分陳述者から、意見だけでなく質問が出ると思うのですね。そうすると、この委員会として答えるのか、あるいは多分答えられないでしょうから、事務局の方に答えていただくとか、その辺は決めておいた方がいいかと思います。

清水委員長

その辺はいかがですか。これ聞くだけの会に基本的にはすべきか、受け答えもやっちゃうかということですね。

石川副委員長

意見交換に、ただなっちゃまずいと思うのですね。それはそういう状況によってあり得るかもしれませんけれども。

清水委員長

ただ、委員会としての意見なんていうのは、まだありませんからね。答えるにしたって。それ非常に難しいかと思えます。

出羽委員

委員個人としての意見を聴かれることがあると思うのですけれども。

清水委員長

それは個人的に答えていただくのは構いません。基本的には意見を聞くというだけで。

酒向委員

資料はつけるのか。

清水委員長

いえ、聞くのが趣旨ですから。

酒向委員

こっちが聞くだけ。

清水委員長

これとは別に、行政の方がやる公聴会というのが、公開でやるやつはあるのですけれども。それとちょっとダブっている感じはするのですけれども、一応こういうことで、やってみましょうかということですか。

それで、時期なののですけれども、一応来月とかできれば、できるだけ早い時間でできればいいなと思っていますけれども、時期については、もう1回事務局と相談して調整をとらせていただきたいというふうに思います。

大体、私の方からは以上なののですけれども、あと、その他として事務局の方から何かありますか。

山田課長

事務局からでございますが、今回、第3回でも議論が沢山出ましたけれども、事務局といたしましては、雪が降る前に現地視察、一度、委員の皆様へ現地視察をしていただきたいなと思っております。時期としましては、10月下旬頃、雪も降ってまいりますので、その時期にできればなということで、ご提案させていただきます。

以上でございます。

清水委員長

じゃ、現地見学会というのも企画して、皆さんの予定やなんかも聞かせていただいて、できれば今年中に開催したい。

それから、ちょっとさっき確認を忘れたのですけれども、意見聴

取会というのは、第4回じゃなくて、もう少しこの委員会で議論をした後の方がよろしいということですね。そういう皆さんのご意見でしたね。まだ決めないですね。分かりました。じゃ、第4回ということじゃなくて、もう少し議論した後でということ。

さっきので、もっとありますという方がいらっしゃれば。

山口委員

先ほどちょっと質問みたいなことで、何となく納得できないところがあるのですけれども、104ページの河道内樹木の管理というところに、この河川管理施設に被害を及ぼすおそれがあるものは適正に管理されるということになっているのですけれども、現実には被害やなんかに遭わない場合の河畔林やなんかの場合は後手に回ってもいいのでしょうかけれども、現在もうその被害が起きている状況で、明日にも再び洪水になった場合に、大量のそういうものが流出するということがはっきりしていると思うのですよ。そういう場合の応急対策といえますか、それに対する対策というものは、やはり備われなきゃならないものであると思うのですよ。流域の中でも、下流ほど、そういうものがどんどん流れてきた場合に、現在、川でアキアジの網が行われているわけでございますけれども、ちょっとした雨にも、そういうことに随分苦労しているみたいなので、まだ漁期が残っていますので、そういう漁業者の方にも被害があるであろうし、こういう被害があった時に、その被害の現場の状況をしっかりと把握して、それに対する適切な対策を早急にとっていただきたい。そういうことが、我々河口部にいる者ばかりじゃなく、大事であろうかと思うのですけれども、それに対する回答は要りま

せんけれども、そういうことで対応していただきたいと。

清水委員長

そうですね、これ恐らく河道内樹木だけじゃなくて、山の方でも大分、この間の台風で木が倒れていたりなんかしていて、それが去年の日高の水害でも、河道内の樹木だけじゃなくて、山から出てきたので橋が詰まったりいろいろしているので、その辺の管理をどうするかということとか、緊急的にしなきゃならないこともあるでしょうけれども、その辺も含めて、河道内だけの樹木でいいのかどうかも、ちょっと僕も分からないですけれども、森林も含めてどういうふうに管理していくのかという考え方があれば、次回までに説明していただければ助かると思います。よろしくお願いします。

それでは、もし他にもあれば、私宛てにメールでも電話でもしていただければ。

出羽委員

これもちょっと僕は前からこだわりたいのですけれども、97ページの人と河川のふれあいの場か、あと、もう1つどこか後の方でも出てくると思うのですけれども、水質の問題で、1つは基準、一般河川だと3ppmなり、そういうのがあって、それを達成できているかどうかというのは1つ挙がっていますけれども、そうじゃなくて、やっぱり子供や、いろんな人が例えば川遊び、水遊びができると、安心してできると。それは、濁りだけじゃなくて、いろんな要素が絡むと思うのですね。そういうことを含めて、やっぱり安心して遊べる水質という、そういう目標を将来に掲げておく必要があ

るような気がするので、そういうことをどこかに入れてもらう必要があるのではないかという、その点です。

清水委員長

分かりました。

今日かなり急ぎ足だったので、もし他にもあれば、私宛てに連絡いただければ、それを事務局の方に伝えますし、それもこういう追加でこういうことがあったということも含めて、次回公開、皆さんに公表したいと思いますので、よろしくお願いします。

本日は、どうもありがとうございました。

事務局の方に司会を返します。

3 . 閉 会

馬場次長

それでは、これにて第3回天塩川流域委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。